

川口ラグビースクール規約

- 第1条(名称) 本スクールは、川口ラグビースクールと称す。
- 第2条(事務局) 本スクール事務局は、スクール代表宅に置く。
- 第3条(目的) 1 本スクールは、子供たちがラグビーを通じてスポーツの楽しさ、厳しさを学び、健康で明るい社会人に成長することを目的とする。
2 子供達の将来に繋がるための、今やらなければいけない能力の開発を目的とする。
- 第4条(対象) 生徒は、幼児、小学生、中学生を対象とする。
- 第5条(活動) 本スクールの目的を遂行するために次の活動を行う。
1 ラグビーの基礎練習
2 県交流大会への参加
3 交流試合
4 レクリエーション活動
5 その他本スクールの目的遂行のため必要な活動
- 第6条(期間) 毎年度4月1日にはじまり翌年3月31日に終了する。
- 第7条(会費) 生徒は会費規定により定められた会費を納入する。
- 第8条(入会) 本スクールには、申込書の提出及び会費の納入をもって入会できる。
- 第9条(退会) 次の各号に該当する生徒は退会とする。
1 退会する旨、ヘッドコーチに申し出たとき。
2 正当な理由なく更新期日までに会費を納入しなかったとき。
- 第10条(指導) 指導者は、日本ラグビーフットボール協会の指導方針及び、本スクール基本指導方針
- 第11条(役員) 本スクールに次の役員を置く
1 代表 1名
2 副代表 若干名
3 事務局長 1名
4 会計 1名
5 監査 1名
- 第12条 代表はスクールの総会において互選する。前条役員の任命は代表に一任する。
(役員の選出)
- 第13条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
(役員の任期)
- 第14条 1 代表はスクールを代表し、スクールに関する事項全般を統轄し、決定権を有する。
(役員の職務) 緊急の案件が生じた場合、役員で討議し、決定する事ができる。
2 副代表は代表を補佐し、代表不在時はこれを代行する。
3 事務局長は各担当者と協力し、スクール運営全般を担当する。
スクールの意思決定機関である運営委員会を招集する。運営委員会で意見の齟齬が生じた場合、代表、当事者等を別途招集し、協議ののち最終判断を代表に仰ぐ。
4 会計はスクール会計全般を担当する。
監査は会計を監査する。
- 第15条(組織) 本スクールに別表「組織業務分掌」にある組織を置く。

1 事務局の設置

事務局担当者の選定については、事務局長が起案し、運営委員会にて意思決定を行う。

事務局は各組織担当の責任者を起案し、代表の承認を得る。

第16条(顧問)

代表が助言を得るために顧問を置く。

第17条(総会)

スクール運営の基本方針を決定するため、原則として、毎年、年度当初に代表が18歳以上のコーチ、アシスタントコーチ、Jr.スタッフ登録者、各学年代表（小学1年生～中学3年生、D、タグカテゴリーはカテゴリーより各1名）を招集し、総会を開催する。

第18条(議決権)

1 招集を受けた者は議決権1を有する。

2 議決権を有する者は、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使することができる。尚、代理人は議決権を有する者でなければならない。

第19条(審議)

総会は次の事項を審議の上決議する。

1 前年度の活動及び会計報告

2 本年度の活動計画及び予算

3 第14条1項にて選出された役員

4 その他必要な事項

第20条(議決)

総会は委任状も含め1/2以上の出席者をもって成立し、議決事項は出席者の過半数

第21条

生徒、保護者、コーチより得た個人情報、スクール活動以外の目的には使用しない。

(個人情報保護)

例外的として、正当な理由があり情報開示を求められた場合はその限りではない。

付則

1 本規約は設立の日 平成10年4月1日より施行する。

(改正) 平成12年4月23日

(改正) 平成15年6月8日

(改正) 平成16年4月25日

(改正) 平成21年8月9日

(改正) 平成23年5月28日

(改正) 平成26年4月19日

(改正) 平成28年4月16日

(改正) 平成29年4月15日

(改正) 平成30年4月21日

(改正) 平成31年4月27日

(改正) 令和3年4月24日

(改正) 令和5年4月22日

(改正) 令和6年4月20日

(改正) 令和7年4月26日

(改正) 令和8年4月25日

※当規約の改正は令和8年の総会より適用する。

川口ラグビースクール細則

1. 会費規定
 - 1 年会費（年額）ミニ： ¥15,000 Jr.： ¥20,000
（ミニカテゴリー：2学期[9～12月]からの入会は¥10,000。3学期[1月～3月]からの入会は¥5,000・Jr.カテゴリー：10月以降の入会は¥10,000）。
 - 2 継続会員に限り年会費は半期ごとの分納を認める（3月、9月）。
 - 3 リリー・アスレチック・クラブ（以下L A C）入会金
新規入会者はL A C新規加入費として¥3,000が加算される。
継続会員はL A C年会費としてスクール年会費のうち¥1,200が充当される。
 - 4 途中退会の場合、それまでに払い込まれた会費の返還は行わない。
但し、日本国政府による緊急事態宣言が発出され、スクール活動が一時停止した場合、その期間に相当する金額を返金する。返金額、返金方法については、運営委員会にて決定する。
 - 5 その他費用
サマーキャンプ、交流会等のスクール活動の参加者に対し別途費用を請求する場合があります。使途および金額については、運営委員会の承認を必要とする。
 - 6 会費改定の手続き
年度途中で、運営費不足が予見された場合、もしくは、次年度予算策定の時点で運営費不足が予見された場合、会計担当は速やかに事務局に報告し、運営委員会にて、会費の追加徴収、もしくは会費の改定について協議する。
事務局は、運営委員会での承認を受け、保護者、コーチに対し予・実績対比可能な資料を準備し説明会を開催する。また臨時総会にて承認を得る。

2. 旅費規定
 - 1 代表者会議、また代表が承認した講習会、活動等にスクールを代表して参加した場合、燃料費テーブルに記載された旅費が支給される。
上記会議等の出席に関わる高速代、駐車代、公共交通機関費用また宿泊費は実費精算できるものとする。
 - 2 自家用車を利用した場合には、原則各カテゴリー2台分を上限に支給される。
燃料費テーブル
 - I 都内(山手線内)・戸田・南浦和・草加
1,000円
 - II 都内(山手線外)・所沢・浦和大原・大宮・三郷・キズーチ・春日部
2,000円
 - III 川越・さやま・上尾・鴻巣・柏
3,000円
 - IV 熊谷・千葉・海老名・茅ヶ崎・常総
4,000円
 - V 高崎・水戸・宇都宮
5,000円

3. 慶弔基準

1 基本事項

- 1)対応は本人及び・1親等親族のみとする
- 2)運営委員会で承認した他団体の個人及び法人

※本人とは

- ①スクール生（子供）
- ②議決権を有する指導者等

但し、指導者等の両親は対象から除外

※1親等とは

- ①本人の両親
- ②本人の子供

※本人の配偶者は含まれる

※スクールに現在時点で登録している方を対象とする

※退会されている方は基本対象者では無い

※上記基本事項以上の対応を実施する場合は、代表、副代表判断又は運営委員会にて対応を決定する

2 訃報対応基準

故人	香典額	供花	弔電代
スクール生本人	1万円	○	千円
本人（指導者）大人	1万円	○	千円
スクール生の両親	5千円	—	5百円
指導者の配偶者	5千円	—	5百円
他団体	5千円	—	5百円

※上記以上の対応を実施する場合は、運営委員会にて協議、決定する

※スクール生の兄弟でスクールに登録されていない方は慶弔基準対象では無い

※香典金額は、上記範囲を原則上限とする

※上記金額を超えて対応が必要な場合は、代表の事前承認を得る

※消費税は別途含む

3 対応方法

1)弔電

弔電依頼は総務担当又は事務局長が実施する

コストは経費申請書にて、会計に申告する

差出人は「川口ラグビスクール 一同」とする

2)供花

会計担当が、総務担当又は事務局長の指示において、葬儀会場と相談し、手配する

3)香典

代表名で参列者の最上位職者が持参する。

4)交通費

代表指名で、スクール代表として葬儀に参列する場合は、旅費規定に準じる

5)その他

名前が必要なところは全て、スクール代表者名で対応する
慶弔対応を実施した内容は、運営委員会を通して共有する
※計報対応基準にないものは全て個人負担とする
個人で対応する香典は、3～5千円 を目安とする

付則

1 本細則の改廃は総会において出席者の1 / 2以上の同意を必要とする。

2 本細則は平成15年6月1日より施行する。

(改正) 平成16年4月25日

(改正) 平成17年5月14日

(改正) 平成21年8月9日

(改正) 平成22年5月29日

(改正) 平成23年5月28日

(改正) 平成26年4月19日

(改正) 平成27年4月18日

(改正) 平成29年4月15日

(改正) 平成30年4月21日

(改正) 平成31年4月27日

(改正) 令和3年4月24日

(改正) 令和5年4月22日

(改正) 令和6年4月20日

(改正) 令和7年4月26日

(改正) 令和8年4月25日

※当規約の改正は令和8年の総会より適用する。